

重要事項説明における法令に基づく制限等についてのお問い合わせ先のご案内

重要事項説明における法令に基づく制限等について、和歌山県では法令ごとに所管課室が異なります。

法令に基づく制限等の内容についてのお問合せは、関連ホームページを参照の上、下表記載の該当法令の所管課までお問合せください。

なお、その他の重要事項説明に関するお問合せは、県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班（073-441-3180）までお問合せください。

重要事項説明における法令に基づく制限の所管課室一覧

宅地建物取引業法第35条第1項第2号関連（施行令第3条）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	法 令 名	所 管 課 室	班 名	連 絡 先	備 考
1	都市計画法	(開発許可関係) 各市町村にお問い合わせください。 (開発許可関係以外) 都市政策課 ・都市計画法第52条、第52条の3第2項及び第4項、第58条、第58条の2及び第58条の3については、各市町村にお問い合わせください。 ・同法第52条の2第1項については、都市政策課又は市の区域内にあっては各市町村にお問い合わせください。	まちづくり推進班	073-441-3233	
2	建築基準法 建築基準法（災害危険区域）	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 (建築基準法所管連絡先一覧) https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00154979_d/fil/kk03_address.pdf			
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	和歌山県に制限地域はありません。			
4	都市緑地法	各市町村にお問い合わせください。			
5	生産緑地法	各市町村にお問い合わせください。			
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	和歌山県に制限地域はありません。			
7	景観法	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 (景観法による届出方法) https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/todokede_keikan.html			
8	土地区画整理法	各市町村にお問い合わせください。			
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	和歌山県に制限地域はありません。			
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	都市政策課 ・都市政策課又は市の区域内にあっては、各市にお 問い合わせください。	まちづくり推進班	073-441-3233	
11	被災市街地復興特別措置法	都市政策課 ・都市政策課又は市の区域内にあっては、各市にお 問い合わせください。	まちづくり推進班	073-441-3233	
12	新住宅市街地開発法	和歌山県に制限地域はありません。			
13	新都市基盤整備法	和歌山県に制限地域はありません。			
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	和歌山県に制限地域はありません。			
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	和歌山県に制限地域はありません。			
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	企画課 調査調整班 073-441-2334 企画課 H P 参照 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/kinkikenseibihou/kinkikenseibihou.html			
17	流通業務市街地の整備に関する法律	都市政策課 ・流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項に ついては、都市政策課又は市の区域内にあっては各 市にお問い合わせください。 ・同法律第37条第1項及び第38条第1項については、 都市政策課にお問い合わせください。	まちづくり推進班	073-441-3233	
18	都市再開発法	都市政策課 ・都市再開発法第7条の4第1項、第66条第1項につ いては、都市政策課又は市の区域内にあっては各市へ お問い合わせください。 ・同法第95条の2については、都市政策課又は和歌 山市の区域内にあっては和歌山市にお問い合わせく ださい。	まちづくり推進班	073-441-3233	
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	和歌山県に制限地域はありません。			
20	集落地域整備法	各市町村にお問い合わせください。			
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	都市政策課 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関 する法律第33条第1項及び第2項、第294条、第295条 第5項並びに第298条第4項については、各市町村に お問い合わせください。 ・同法律第197条第1項及び第283条第1項につ いては、都市政策課又は市の区域内にあっては各市にお 問い合わせください。 ・同法律第230条については、都市政策課又は和歌 山市の区域内にあっては和歌山市にお問い合わせく ださい。	まちづくり推進班	073-441-3233	
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）	下記市町村にお問い合わせください。 (和歌山市、高野町、湯浅町、広川町)			
23	港湾法	港湾空港振興課	港湾管理班	073-441-3163	港湾区域、港湾隣接 地域、臨港地区
24	住宅地区改良法	各市町村にお問い合わせください。			
25	公有地の拡大の推進に関する法律	各市町村にお問い合わせください。			

26	農地法	農林水産振興課 ・当該土地が農地法の規制対象が否かは、各市町村農業委員会にお問合せください。 ・なお、許可権者は以下のとおりです。 農地法第3条： 各市町村農業委員会 農地法第4条・第5条（2ha以下）： 市は県（各振興局）、町村は各市町村農業委員会 農地法第4条・第5条（2ha超え）： 県（農林水産総務課）	農地利用班	073-441-2875	
27	宅地造成及び特定盛土等規制法	都市政策課 盛土対策室		073-441-3301	
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	建築住宅課	企画指導班	073-441-3214	
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 （長期優良住宅建築等計画の認定について） https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/tyokiyuryo/d00154791.html			
30	都市公園法	都市政策課 ・公園によって管理者が異なるため、市町村公園は各市町村、県営公園は都市政策課にお問い合わせください。	景観・公園班	073-441-3228	
31	自然公園法	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 （自然公園制度） https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/shizen/park/system.html			
32	首都圏近郊緑地保全法	和歌山県に制限地域はありません。			
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	企画課 調査調整班 073-441-2334 企画課HP参照 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/kinkikenseibihou/kinkikenseibihou.html			
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 （参考 建築基準法所管連絡先一覧 ※p.1の各連絡先にお問い合わせ下さい。） https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00154979_d/fil/kk03_address.pdf			
35	水防法	河川課 ・ハザードマップ(洪水・雨水出水・高潮)については、各市町村にお問い合わせください。	防災班	073-441-3074	
36	下水道法	各市町村にお問い合わせください。			
37	河川法	河川課	管理班	073-441-3132	
38	特定都市河川浸水被害対策法	河川課	河川企画班	073-441-3134	
39	海岸法	港湾空港振興課	港湾管理班	073-441-3163	海岸保全区域
40	津波防災地域づくりに関する法律	港湾漁港整備課 津波堤防整備室		073-441-3165	（津波災害警戒区域に関するもの） ※現時点では、和歌山県内に津波災害特別警戒区域は指定しておりません。
41	砂防法	砂防課	計画管理班	073-441-3171	
42	地すべり等防止法	砂防課	計画管理班	073-441-3171	
43	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	砂防課	計画管理班	073-441-3171	
44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	砂防課	計画管理班	073-441-3171	
45	森林法	森林整備課	治山班	073-441-2980	
46	森林経営管理法	林業振興課	計画推進班	073-441-2969	
47	道路法	各道路管理者にお問い合わせください。			
48	踏切道改良促進法	道路政策課	計画班	073-441-3116	
49	全国新幹線鉄道整備法	和歌山県に制限地域はありません。			
50	土地収用法	用地対策課	収用調整班	073-441-3065	
51	文化財保護法	文化遺産課（教育委員会）	調査班、世界遺産班、保存班 e-mail:e5007001@pref.wakayama.lg.jp		
52	航空法	株式会社南紀白浜エアポート：担当者：伊藤氏 （熊野白浜リゾート空港管理者）		0739-42-2348	物件の高さ制限・電波障害等
53	国土利用計画法	地域振興課	土地利用水資源班	073-441-2423	
54	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	和歌山県に制限地域はありません。			
55	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	循環型社会推進課	地域環境推進班	073-441-2675	
56	土壌汚染対策法	環境管理課 ・和歌山市内については、和歌山市環境政策課（073-435-1114）までお問い合わせください。	環境保全班	073-441-2683	
57	都市再生特別措置法	各市町村にお問い合わせください。			
58	地域再生法	各市町村にお問い合わせください。			
59	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	担当部署が所管区域で異なります。連絡先は所管連絡先一覧（下記URL）を参照してください。 （参考 建築基準法所管連絡先一覧 ※p.1の各連絡先にお問い合わせ下さい。） https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/d00154979_d/fil/kk03_address.pdf			
60	災害対策基本法	防災企画課	企画班	073-441-2271	
61	東日本大震災復興特別区域法	和歌山県に制限地域はありません。			
62	大規模災害からの復興に関する法律	防災企画課	企画班	073-441-2271	
63	重要施設周辺及び国境離島等における利用状況の調査及び規制等に関する法律	和歌山県に制限地域はありません。			

宅地建物取引業法第35条第1項第14号関連（施行規則第16条の4の3）の法令に基づく制限については以下の表をご覧ください。

号	区 域 名	所 管 課 室	班 名	連 絡 先	備 考
1	造成宅地防災区域	都市政策課 盛土対策室		073-441-3301	
2	土砂災害警戒区域	砂防課	計画管理班	073-441-3171	
3	津波災害警戒区域	港湾漁港整備課 津波堤防整備室		073-441-3165	※現時点では、和歌山県内に津波災害特別警戒区域は指定しておりません。
3の2	水害ハザードマップ(洪水・雨水出水・高潮)	各市町村にお問い合わせください。			